

内閣参質一八九第三二七号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出安倍首相の「テレビ出演」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出安倍首相の「テレビ出演」に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねの安倍内閣総理大臣のテレビ出演は、公務として行ったものであり、内閣官房において、内閣総理大臣が出席することとなる国会日程がないことを確認する等、しかるべく調整を経た上で決定したものである。

三について

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第四条第一項はいわゆる放送番組編集の準則を定めており、放送番組は、こうした規定をはじめとする同法の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたい。

